

R6 帯広市立帯広第八中学校 いじめ防止基本方針

帯広市立帯広第八中学校

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

- ①一定の人的関係にあること（学校外の塾やスポーツ少年団なども含む）
 - ②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）
 - ③行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること
- ※インターネットを通じた誹謗中傷など、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合
でも、いじめと同様の対応をする

(2) いじめ解消の判断基準

- ①いじめに関わる行為が止んでいること（行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月を目安）継続していること）
※いじめ被害の重大性によっては長期間設定する
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
※苦痛を感じないことを本人及びその保護者に面談等で確認する

2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ」発生時には、何よりも被害者を守るという意識に立ち、加害者に対しても自らの行動を振り返らせる指導を行う。また、「いじめ防止対策委員会」を組織するとともに、プライバシーに配慮しながら、校内体制はもとより教育委員会との情報共有を速やかに行い、教職員がいじめを抱え込みず、組織として一貫した対応をとる。

①構成員

委員長：校長
委 員：教頭、主幹教諭、学年生徒指導委員、当該生徒担任、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、
こころの教室相談員、P T A会長、学校支援地域本部コー ディネーター、
学校評議員

②主な業務内容

- いじめ未然防止・早期発見
[防止の啓蒙活動、生徒アンケートの実施と分析、ネットパトロール等]
- いじめ発生時の対応
[調査方針・方法決定、指導方針・体制の確立・解決への指導等]

3. 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その趣旨を理解してもらうため、学校 HP や学校だより等を利用して公表し、適宜、情報発信を行う。また、必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画する。

4. いじめ未然防止・早期発見のための取組

- 生徒と生徒、生徒と教師、生徒と保護者の関係を基本とし、学校・保護者・地域が三位一体となって児童生徒を見守る環境を作る

(1) いじめの把握・早期発見

- ①教師による日常の観察（休み時間など学校全体での寄り添う指導）を重視
- ②北海道教育委員会のアンケート調査に加え、本市独自のアンケート調査を実施
- ③担任及び全教職員が、一人一人の児童生徒の心のサインをキャッチするため、アンケート調査の結果や教育相談週間ににおいて、児童生徒と面談を行うなど状況をきめ細かく把握する

(2) 校内研修及び日常指導について

- ①校内研修や職員会議において、いじめに関する各種資料等をもとに全教職員が危機感を共有
- ②小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築（「つく指導」に心がける）
- ③毎週水曜日に行われる「生徒指導委員会」で各学年の情報を共有

(3) 校内環境作り

- ①子どもの居場所づくり、絆づくりをすすめ、いじめが起きにくい環境をつくる
- ②ストレスを生まない環境作りに努め、ストレスをコントロールする様々な方法について研修する

(4) 年間指導計画に位置付いた指導の充実

年間計画に位置づけた道徳の時間や学級活動等において「自他の生命」を大切にする指導や多様な価値観・異文化などを理解させる指導の充実を図り、「いじめ根絶」のための指導を計画的に行う

(5) 生徒の理解・支援

生徒の人間関係を客観的に捉えるため、「子ども理解支援ツール アセス」等を活用日常観察で把握しきれない生徒の小さなサインを見つける

(6) 相談体制の充実及び相談員等との連携

教職員以外の「心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー」等の相談窓口を生徒や保護者に周知し、帯広市教育委員会と連携し、校内の相談体制の充実に努める

(7) 学校評価

学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定し、学校として定期的な意識向上を図るとともに、取組の不断の見直しを行う。

(8) 教職員の意識

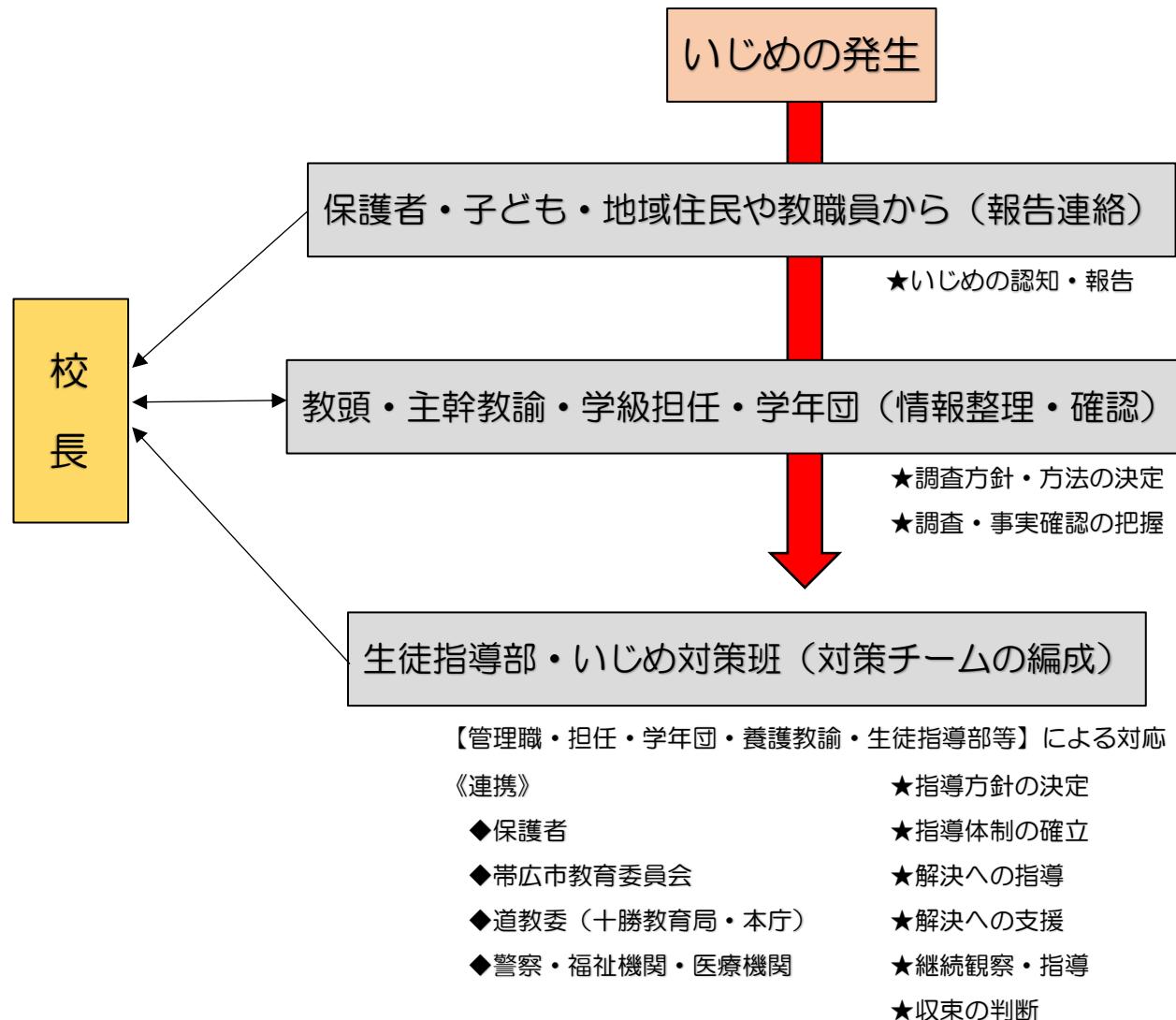
すべての生徒が授業場面で活躍できるための授業改善に心がけ、学力向上やいじめ未然防止の観点から生徒一人一人が授業において生かされる指導に努める。

(9) 年間計画の策定

校内における取組内容の検証を行うため、調査実施の実施時期、会議の開催時期、それを踏まえた校内研修会等の時期について決定する。

5. 事案への対処

(1) 事案対処の組織的対応の流れ



(2) 重大事案に関して

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、次の対処を行う。

※生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- ①重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。場合によっては警察にも相談・連携をする。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6. 学校基本方針のP D C Aサイクル

- | | |
|-----|-----------------------|
| 4月 | ・本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知 |
| 7月 | ・取組評価意見交換(学校評議員会等) |
| 8月 | ・改善点の確認 |
| 12月 | ・取組評価アンケート (学校評議員会等) |
| 1月 | ・改善点の確認 |
| 2月 | ・活動の評価と次年度の計 |